資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千七百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十三年三月三十日

東京都渋谷区本町二丁目四番三号

有限会社テクノハウス

代表取締役　山下　傳

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十三億五千二百五十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

平成二十三年三月三十日

東京都中央区八重洲二丁目四番一号

株式会社サンフランシスコ・ホールディングス

代表取締役　関端　進

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十三年四月十四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十三年三月三十日

東京都千代田区麹町三丁目二番地

東京フイルムサービス株式会社

代表取締役　高山　敦弘

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十三年四月十四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十三年三月三十日

堺市堺区甲斐町東一丁一番一一号

新洋海運株式会社

代表取締役　長神　政春

株式交換につき株券等提出公告

当社は、日本ビューホテル株式会社を完全親会社とする株式交換をすることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十三年五月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十三年三月三十日

栃木県那須郡那須町大字高久丙字海道上四一四番地の二

那須興業株式会社

代表取締役　大久保達夫

限定承認公告

本籍新潟県村上市小町一三四二番地、最後の住所新潟県村上市小町三番二〇号

被相続人　亡　竹内　一徳

右被相続人は平成二十年十一月十二日死亡し、その相続人は平成二十二年二月二十六日新潟家庭裁判所新発田支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年三月三十日

新潟県村上市飯野二丁目六番一号

相続財産管理人　安齋　竹代

限定承認公告

本籍滋賀県大津市桐生一丁目一三一番地、最後の住所大阪府泉南郡熊取町五門西四丁目七〇〇番地の一〇　被相続人　亡　山本　喜**敬**

右被相続人は平成二十二年十二月四日死亡し、その相続人は平成二十三年三月十五日大阪家庭裁判所岸和田支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年三月三十日

大阪府泉南郡熊取町五門西四丁目七〇〇番地の一〇　相続財産管理人　山本　尚徳

金融商品取引業者の吸収合併の公告

当社は、吸収合併により興和不動産株式会社（住所東京都港区南青山一丁目一五番五号）に権利義務全部を承継させて解散することといたしましたので公告します。

なお、効力発生日は平成二十三年五月一日です。

平成二十三年三月三十日

東京都港区南青山一丁目一五番五号

興和プロパティマネジメントアンドコンサルタンツ株式会社

代表取締役　石井　秀雄

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十三年四月三十日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十三年三月三十日

東京都新宿区新宿六丁目二八番八号

日本プロパテー株式会社

代表取締役　木村　彰夫

県営住宅及び共同施設の管理の特例に係る公告

公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第四十七条第二項の規定に基づき次のとおり公告する。

一　高知県に代わって県営住宅及び共同施設（以下「県営住宅等」という。）の管理を行う者の名称

高知県住宅供給公社

二　一で定める者が高知県に代わって管理を行う県営住宅等の名称

高知県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（平成九年高知県規則第八十八号）別表第一の一に掲げる県営住宅等

三　一で定める者が高知県に代わって行う県営住宅等の管理の内容

㈠　公営住宅法第四十七条第三項各号に掲げる業務（同項第四号、第六号及び第七号の業務を除く。）

㈡　県営住宅等の整備及び改修に関する業務、その他㈠に付随する業務を行うこと

四　一で定める者が高知県に代わって県営住宅等の管理を行う期間

平成二十三年四月一日から

平成二十四年三月三十一日まで

平成二十三年三月三十日

高知市九反田四番一〇―四〇一号

高知県住宅供給公社

理事長　浜口　収

訂正公告

平成二十三年三月二十二日（号外第五十六号）掲載の相続債権者受遺者への請求申出の催告中「被相続人　亡　磯打　清」とあるは、「被相続人　亡　磯田　清」の誤りにつき訂正します。

なお、一切の相続債権者及び受遺者は、本訂正公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年三月三十日

日野市三沢四―三―一一プチコート高幡一階　相続財産管理人　弁護士　松浦　信平

取消公告

平成二十三年二月二十五日掲載の準備金の額の減少公告は取消します。

平成二十三年三月三十日

東京都港区高輪二丁目一五番八号

株式会社エスビーオー

代表取締役　小川　浩平

正　誤

ページ	段	行	誤	正
一三一一			平成二十三年三月十日（号外第四十八号）公布外務省令第一号（領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令）（原稿誤り）	九ページ別表第一ベナンの項中「2／101」は「2／100」の誤り。同日（同号外）公布外務省令第二号（国外における旅券手数料の額を定める省令及び領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令）（原稿誤り）
			二六ページエストニアの項中「ラローヤ」は「ヒーロ」の誤り。（原稿誤り）	
			平成二十二年三月四日掲載の名古屋家庭裁判所一宮支部に係る平成二十一年（家）第六八二号相続財産管理人の選任中（原稿誤り）	

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　三月三十日付第六三号四〇

達第五九号一六ページ

ページ●同日付第六四号一二八ページ●同日付政府調

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）

九州生年月日昭和四生年月日昭和8年6月8日　8年5月31日